

令和4年度 第4回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和4年7月13日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時50分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕			推進委員	山本 昭子	
欠席委員	推進委員	茗荷 主吉							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 合意解約申出について 報告第3号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について 報告第4号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 農用地利用配分計画案について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 银杏主事								
議事録署名委員	7番	永原 聡	8番	津村 光明					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和4年度第4回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。茗荷推進委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							

2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)
3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、7番の永原委員と8番の津村委員でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和4年6月10日から7月12日までの行事等についてです。まず6月10日ですが、令和4年度第3回農業委員会定例会を開催しました。同日に、第2回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。29日には、人・農地等の関連施策の見直しに係る説明会がweb形式で開催されました。7月4日には、農業経営基盤強化促進法の一部改正に係る担当者会が八頭町で開催されました。そしてこの1か月間で、利用権設定等申出書を計5件、合意解約申出書を1件、公共事業施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告書を2件、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の報告書を1件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、合意解約申出について、事務局よりお願いします。
事務局	報告第2号、合意解約申出についてです。 届出に係る農地は大字長砂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は828㎡です。賃貸人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇、賃借人は同じく若桜町大字長砂の〇〇〇〇です。解約の理由は、賃借人の変更によるものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の時期は、いずれも令和4年6月13日です。	

会 長

私の担当区域です。これまでは賃借人が夫婦2人でやっておられましたが、歳でもう作れなくなったということで合意解約をし、今度は〇〇〇〇が作るということです。長砂集落の3人から話を聞きました。後ほど、利用権設定等申出の審議案件に出てきます。

只今の報告について、意見、質問等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

報告第3号、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第3号、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。

1件目の届出に係る農地は大字三倉の田2筆で、2筆の合計面積は1,806㎡、転用地積の合計は1,522.43㎡です。申請者及び請負業者は八頭町久能寺にあります有限会社中田組となっております。事業名は三倉川外小規模砂防外工事、転用目的は工事用の仮設道路・資材等の仮置き、転用期間は令和4年6月13日から令和4年6月30日までです。

2件目の届出に係る農地は大字三倉の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は654㎡ですが、そのうち623.83㎡を転用されます。申請者及び請負業者は八頭町久能寺にあります有限会社中田組となっております。事業名は三倉川外小規模砂防外工事、転用目的は工事用の仮設道路・資材等の仮置き、転用期間は令和4年7月1日から令和4年7月31日までで、農地への復元期間を含めます。工事完了後は、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。

会 長

担当委員から、何かありますか。

盛田委員

工期の延長の報告でして、現在も工事が行われています。

会 長	1 件目の届出の工期が6月13日から6月30日までで、既に終わっているのですが。
事務局	1 件目の届出は6月10日の提出でして、前回の定例会に受付が間に合いませんでした。
盛田委員	質問ですけれども、工事完了後は以前のとおり直すということでしょうか。あそこは災害があった所です。被災された状態のまま置いておくということでしょうか。工事の後は、それで終了ということになるのでしょうか。
事務局	農地として復元するということですので、いつでも耕作できる状態にするという意味です。
盛田委員	工事が終わり次第、確認に行きます。
会 長	土地所有者との話し合いは、どのようになっているのですか。作れる状態にできますか。
盛田委員	上の2筆は、もう再生不可能です。土地所有者は、復元して元の田に戻すことを諦めています。補助の自己負担分2割を出さなくてはなりませんので。
会 長	最終的には土地所有者と耕作者が、お互いに了解するものです。どういう状態にというのは、当人同士での話になります。
事務局	平成30年に豪雨災害で土砂が入り、町として支援ができますという話はしたのですが、土地所有者さんは、自己負担があるので直しませんと言われました。その後、こういった仮置き場として使われているのですが、現地復旧の際に、仮に土砂が撤去されたとしても、耕作者がいなくなる状況になるかと思えます。新たな担い手として、この辺りを作っただけの人を探すにしても、現状としては難しいかもしれません。近隣の農地は作られています、どうしていくかという点が今後の課題です。

盛田委員	町も、費用をかけて農地を直さなくとも、法面だけきれいにするというようにすれば、河川工事になりますよね。それが、農地に入った余分な土砂や岩を撤去して整地するということになれば、ものすごいお金がかかります。
事務局	ここは農地という位置づけになっていますので、基本的には農地に直していただくことが原状回復だと思うのですが、非農地にしようという方向性があれば、そういう話もできると思うのですが、今のところはまだ農地という前提で動かざるを得ないという状況です。今後もまた検討しましょう。
会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
委 員	(ほかに意見等なし)
会 長	報告第4号、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について、事務局よりお願いします。
事務局	報告第4号、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出についてです。届出に係る農地は大字屋堂羅の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積が115㎡ですが、そのうち1.44㎡を転用されます。申請者は東京都世田谷区にあります楽天モバイル株式会社です。事業の名称は楽天モバイル株式会社携帯電話用無線基地局建設、事業の目的は若桜町屋堂羅地域における携帯電話サービスの提供、計画の概要は携帯電話無線基地局の設置、工事の時期は令和4年7月1日から9月30日までです。農業振興地域や中山間地域直接支払といった農業関係の公共事業等は特にございませぬ。
会 長	担当委員から、何かありますか。
伊井野委員	現地写真のとおり、周辺に木が生えていたり、厳密には耕作地ではありませんので、特に問題は

5. 付議事項

ないと思います。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請に係る農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は977㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

伊井野委員 貸付人に電話してみましたが、出られませんでした。鳥取県農業農村担い手育成機構に電話しましたら、耕作者は若桜町の法人ということですので、代表者から話を聞けばいいと思ひまして、詳しい話は聞いておりません。以前から荒れている状況もあり、水稻を植えるとありますけれども、どうなのかなと思うところはあります。

小林委員 私から説明します。この申請農地を借りることになりましたのは、その下にあります田を借りているのですけれども、申請農地が入り込んでいる、いびつな形になっております。草が生えており、昨年草刈り等をして管理していました。水稻の植え付けの時期は過ぎましたけれども、とりあえず借りて、並んだ2枚を一括して管理させていただこうということで、今回借り受けることになりました。

会 長 水田にするのですか。

小林委員 水路の状況にもよりますけれども、難しければえごまにしようと考えておりますが、今のところは水稲にする予定です。荒廃地のままですと、頼んでもなかなか刈ってもらえないですので、2枚とも管理するという形にしました。

会 長 鳥取県農業農村担い手育成機構と若桜町の法人の契約についても、審議案件に出てくるのですか。

小林委員 はい、議案第2号に上がってきます。

会 長 ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員 (異議等なし)

会 長 それでは、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 2件目の申請に係る農地は大字長砂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は828㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字長砂の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

3件目の申請に係る農地は大字長砂の田3筆で、3筆の合計面積は3,458㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字長砂の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

会 長 私の担当区域ですので、事前調査をしました。別の農家が2件目の貸付人から借りていた田を合意解約して、今度は2件目の貸付人と借受人が契約するということです。また、3件目の田も、借受人が受けるということです。この近辺で河川工事をするということですが、おそらく1月頃になりそうという話がありました。ここが河川工事をするのにちょうどいい所で、今は何も植えていませんけれども、借受人は蕎麦を植えようと言っておられました。貸借については、特に問題はないと判断しました。

 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
 次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 4件目の申請に係る農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は921㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町吉川の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

 5件目の申請に係る農地は、こちらも大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,024㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は兵庫県尼崎市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間は2年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

会 長 これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員 いずれも再設定ですので、問題ないです。5件目ですけれども、借受人は、今年体調を崩しておりまして、〇〇〇〇が手伝っているという状況です。

会 長	5 件目の 2 年設定というのは、何か理由があるのですか。
職務代理	先ほど話がありましたように、体調を崩されて、今もできるかどうかわからない状態のようですので、ひょっとしたらもうできないのかもしれませんが。
会 長	再設定ということで問題ないと判断しても大丈夫かと思えます。 これらの件について、質問、意見等はありませんか。
委 員	(異議等なし)
会 長	それでは、申請どおり決定します。 次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。
事務局	6 件目の申請に係る農地は大字中原の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域外、面積は 5 2 2 m ² 、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字中原の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。
会 長	この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。
永原委員	確認をしました。1 筆なのですが、下の飛び出ている部分は畑として作っています。今までは別の農家がお作りおられ、上部を田として、下部が畑として作っておられました。今度は借受人が作られるということなのですが、町道の拡幅工事があり、水路の移動もありますので、水稻を作るかどうかわからないということです。下部の畑は作るということでした。町道の拡幅工事がいつになるか分かるまでの間は、管理のみしますということでした。
会 長	この件について、質問、意見等はありませんか。

委員

(異議等なし)

会長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

7件目の申請に係る農地は大字落折の田3筆と畑1筆で、4筆の合計面積は1,145㎡です。農振区分は4筆とも農用地区域外、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は大字落折の〇〇〇〇です。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

会長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

西山委員

貸付人には電話で、借受人には直接会って確認しました。現地に行ってみますと、既に植えてありました。借受人が、約10年前に県外から帰られて、この辺一帯の荒れた土地を開墾して、今回の申請分を除いて約4反、えごまを育てております。

会長

これからも、えごまを植えるのですか。

西山委員

はい、えごま一本でやっておられます。

会長

借受人は農機具を持っているのですか。

西山委員

トラクターを持っておられます。県外から帰られたときには、人力でやっておられたとのことですが、数年後にトラクターを買い、えごまを育てているとのことでした。

会長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委員

(異議等なし)

会長

それでは、申請どおり決定します。
議案第2号、農用地利用配分計画案について、事務局からお願いします。

事務局

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求めます。

農用地利用配分計画案に係る農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は977㎡です。権利の設定を受ける者は、若桜町の法人です。契約期間は3年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。既に農地中間管理機構から配分を受けている法人形態の耕作者へ新たな農地を配分するため、事業の種類、売上高、構成員の状況の記載は省略可能ですが、業務を執行する役員の状況、地域での農業における他の農業者との適切な役割分担については記載が必須となります。

会長

作業受託のみを請け負う場合があるでしょうけれども、それは入れているのですか。

小林委員

作業受託は入れていません、利用権設定分のみです。

会長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委員

(異議等なし)

会長

それでは、案のとおりということで、事務局はよろしくお願いします。

会長

その他の事項です。

6. その他

会 長

- 翌月以降に開始予定の農地パトロールの班編成について協議し決定。
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員の公務災害補償制度については、全員が加入することで決定。
- 農地利用最適化推進委員より、農地に関する手続き等について相談あり。
- 次回定例会は、8月8日（月）9：00～に決定。定例会終了後、農地パトロール出発式を開催する。

以上で、令和4年度第4回の農業委員会定例会を終了します。